

## 横須賀市・三浦市消防広域化協議会専門部会規程

(趣旨)

**第1条** この規程は、横須賀市・三浦市消防広域化協議会規約第13条第3項の規定に基づき、横須賀市・三浦市消防広域化協議会専門部会（以下「専門部会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

**第2条** 専門部会の種類は、一般行政専門部会及び消防行政専門部会とする。

2 専門部会は別表中欄に掲げる職員をもって組織し、同表右欄に掲げる所管事項について検討するものとする。

(部会長等)

**第3条** 専門部会ごとに部会長及び副部会長を置く。

2 部会長は、横須賀市の部会員のうちから委員長が指名した部会員をもって充て、副部会長は部会長が指名する部会員をもって充てる。

3 部会長は、専門部会の会務を総理し、会議の議長となる。

4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

**第4条** 専門部会の会議は、部会長が招集する。

2 専門部会は、必要に応じて他の専門部会と合同の会議を開催することができる。

3 専門部会は、必要があると認めるときは、専門部会の会議に部会員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(報告)

**第5条** 部会長は、専門部会の検討経過及び結果について、幹事長に報告するものとする。

(分科会)

**第6条** 部会長は、必要に応じて分科会を設置することができる。

2 分科会の組織及び運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

(庶務)

**第7条** 専門部会の庶務は、協議会事務局において行う。

(その他の事項)

**第8条** この規程に定めるもののほか、専門部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

## 附 則

この規定は、平成27年7月1日から施行する。

別表（第2条関係）

部会名	部会員	所管事項
一般行政専門部会	各消防本部の担当係長 各市の担当係長等	<ul style="list-style-type: none"><li>・財産等の取扱いに関する事。</li><li>・負担割合及び負担方法に関する事。</li><li>・人事事項に関する事。</li><li>・その他総務及び財務について必要な事項</li></ul>
消防行政専門部会	各消防本部の担当係長等	<ul style="list-style-type: none"><li>・消防実務に係る事務事業及び例規に関する事。</li><li>・消防組織に関する事。</li><li>・警防上の運用に関する事。</li><li>・各種更新計画に関する事。</li><li>・その他消防実務について必要な事項</li><li>・予防及び査察に係る事務事業及び例規のすり合わせに関する事。</li><li>・防火協力団体及び危険物安全協会に関する事。</li><li>・その他予防及び査察について必要な事項</li></ul>